

2022年度カリキュラム

I 授業科目、単位数

類別	授業科目	単位	配当年次	修了要件 単位
法律基本科目A	憲法Ⅰ	2	1	26単位
	憲法Ⅱ	2	1	
	行政法総論	2	1	
	刑法Ⅰ	2	1	
	刑法Ⅱ	2	1	
	民法Ⅰ	2	1	
	民法Ⅱ	2	1	
	民法Ⅲ	2	1	
	民法Ⅳ	2	1	
	民法Ⅴ	2	1	
法律基本科目B	憲法演習	2	2	30単位
	刑法演習Ⅰ	2	2	
	刑法演習Ⅱ	2	2	
	刑事訴訟法	2	2	
	刑事訴訟法演習	2	2	
	行政救済法	2	2	
	行政法演習	2	2	
	民法演習Ⅰ	2	2	
	民法演習Ⅱ	2	2	
	民法演習Ⅲ	2	3	
	民事訴訟法	4	2	
	民事訴訟法演習	2	2	
	会社法演習	2	2	
法律基本科目C	民法発展講義	2	3	4単位
	民事訴訟法発展講義	2	3	
	会社法発展講義	2	3	
	公法総合演習	2	2・3	
	刑事法総合演習	2	3	
	民事法総合演習	2	3	
	憲法訴訟	1	2・3	
連携講義（各テーマ）	1	2・3		
法律実務基礎科目	法曹倫理	2	2	必修科目 6単位 を含む 12単位
	民事訴訟実務の基礎	2	2	
	刑事訴訟実務の基礎	2	3	
	リーガルクリニック	2	2・3	
	海外エクスターンシップ	2	2・3	
	国内エクスターンシップ	2	3	
	公法実務演習	2	2・3	
	法情報調査・法文書作成	2	2	
	刑事模擬裁判	2	3	
	民事訴訟実務演習	2	3	

類別	授業科目	単位	配当年次	修了要件 単位	
展開・先端科目	知的財産法Ⅰ	2	2・3	選択必修 科目 4単位 を含む 16単位	
	知的財産法Ⅱ	2	3		
	知的財産法演習	2	3		
	経済法Ⅰ	2	2・3		
	経済法Ⅱ	2	3		
	経済法演習	2	3		
	労働法Ⅰ	2	2・3		
	労働法Ⅱ	2	3		
	労働法Ⅲ	2	3		
	労働法演習	2	3		
	倒産法Ⅰ	2	2・3		
	倒産法Ⅱ	2	3		
	倒産法演習	2	3		
	国際人権・人道法	2	2・3		
	国際公法	2	2・3		
	国際私法Ⅰ	2	2・3		
	国際私法Ⅱ	2	3		
	国際取引法	2	2・3		
	国際法演習	2	2・3		
	租税法Ⅰ	2	2・3		
	租税法Ⅱ	2	3		
	租税法演習	2	3		
	環境法Ⅰ	2	2・3		
	環境法Ⅱ	2	3		
	選択科目	中国ビジネス法講義Ⅰ	2		2・3
		中国ビジネス法講義Ⅱ	2		3
		中国ビジネス法講義Ⅲ	2		3
		中国ビジネス法演習	2		3
		金融法	2		2・3
		国際契約実務論	2		2・3
		民事執行・民事保全法	2		2・3
		涉外法律実務演習	2		2・3
行政統制システム論		2	2・3		
現代法特殊講義（各テーマ）		2	2・3		
基礎法学・隣接科目	インハウスロイヤーの業務	1	2・3	6単位	
	アジア進出企業支援	1	2・3		
	法哲学・法理論	2	1・2・3		
	比較法	2	1・2・3		
	法と社会（各テーマ）	2	1・2・3		
法整備支援論	2	1・2・3			
Legal Business English	2	1・2・3			

II 修了要件

1 次の科目を含め100単位以上を修得しなければならない。

- (1) 法律基本科目Aから必修科目26単位
- (2) 法律基本科目Bから必修科目30単位
- (3) 法律基本科目Cから選択必修科目4単位
- (4) 法律実務基礎科目から必修科目6単位を含む12単位
- (5) 展開・先端科目から選択必修科目4単位を含む16単位
- (6) 基礎法学・隣接科目から6単位
- (7) 前各号の他、法律基本科目C、法律実務基礎科目、展開・先端科目及び基礎法学・隣接科目のうち、複数の科目群から6単位ただし、特定の科目群から、4単位を超えて修了所要単位数に算入することはできない。

2 履修制限単位

次に掲げる単位数を超えて、履修を届け出ることにはできない。

ただし、本研究科が認めた者については、第1年次及び第2年次においても44単位を限度として履修を届け出ることができる。

- (1) 第1年次 36単位
- (2) 第2年次 36単位
- (3) 第3年次 44単位

3 配当年次

上位年次の配当科目を履修することはできない

ただし、本研究科が認めた者についてはこの限りでない。

4 進級制度

- (1) 1年次終了時において、1年次配当必修科目を20単位以上修得し、かつ、1年次配当必修科目のGPAが1.60以上でなければ、2年次配当科目の履修を認めない。共通到達度確認試験において、試験の成績が一定の判定基準に到達しなかったときも、同様とする。
- (2) 2年次終了時において、2年次配当必修科目を24単位以上修得し、2年次配当必修科目（「法曹倫理」を除く）のGPAが1.60以上であり、かつ、1年次配当必修科目を26単位修得していなければ、3年次配当科目の履修を認めない。
- (3) 進級することができなかったときは、当該年次において修得した必修科目（2年次においては1年次配当必修科目を除く）の単位のうち、成績評価がB以下の授業科目の単位は、無効とする。
- (4) 前各号のほか、進級判定に関し必要な事項は、別に定める。